

事務連絡
平成25年1月10日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会 御中
各都道府県知事部局（私学担当）

文部科学省初等中等教育局教職員課

教員免許更新制における更新講習修了確認等の申請期限到来等に係る注意喚起

1. 更新講習修了確認等の申請期限の到来について

文部科学省では、平成24年10月29日付で、「教員免許更新制における更新講習修了確認等の申請期限の到来等について(事務連絡)」(各都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事部局(私学担当)宛)を発出し、本年度末日(平成25年3月31日)に修了確認期限を迎える第3グループの現職教員(非常勤講師等を含む)について、修了確認期限の2ヶ月前までに、免許状更新講習を受講・修了し、自ら、免許管理者に対して修了確認等の申請を行っていただくよう、周知の徹底をお願いしたところです。

第3グループの更新講習修了確認等の申請期限が1月31日に迫ってまいりましたので、各都道府県教育委員会は、当制度の趣旨や手続の流れに関する周知をなお一層徹底するとともに、第3グループの現職教員に係る修了確認状況の把握を適切に行っていただく等、事務処理上遺漏のないよう重ねてお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関に対し、各都道府県知事におかれては幼稚園を含む所轄の学校及び学校法人等に対し、国立大学長におかれてはその管下の学校に対し、更新講習修了確認等の申請期限及び必要な手続について、第3グループの現職教員へ再度注意喚起するとともに、各教員が適切に手続を行えるようにご配慮いただくよう、周知方よろしく申し上げます。

なお、通信制の高等学校のうち、本校とは異なる都道府県に地域キャンパスや学習センターを設置する場合、地域キャンパス等に勤務する現職教員の免許管理者は、当該地域キャンパス等が所在する都道府県教育委員会となります。

については、地域キャンパス等を設置する通信制高等学校の本校が所在する都道府県教育委員会は、都道府県知事部局(私学担当)と連携し、当該学校法人等に対して、地域キャンパス等に勤務する現職教員は勤務地の都道府県教育委員会に修了確認等の手続を行うよう、各教員へ周知していただきますよう、ご配慮ください。

2. 教員採用時の留意事項について

旧免許状所持者（平成21年3月31日までに授与された免許状所持者）で、修了確認期限時点では現職教員ではない者が、修了確認期限経過後に教育職員になる場合は、免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者の修了確認を受けることが必要です（教育職員免許法附則（平成19年法律第98号）第2条第7項）。

また、新免許状所持者については、免許状に有効期間の満了日が記載されており、有効期間の満了日を経過した新免許状所持者は、教育職員になることができません。

各都道府県教育委員会におかれては、教員（非常勤講師等を含む）を採用する際には、上記を踏まえた上で、免許状の有効性を確認いただくとともに、域内の市町村教育委員会及び所管の学校等にも周知徹底をお願いいたします。

3. 免許状更新講習の修了確認状況等に関する調査について

第3グループを対象とする教員免許更新制における免許状更新講習の修了確認状況等に関する調査依頼については、2月上旬頃、各都道府県教育委員会宛に発出する予定ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

（参考）

平成24年10月29日事務連絡

「教員免許更新制における更新講習修了確認等の申請期限の到来等について」

（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/012/1327448.htm

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局教職員課
教員免許企画室

菊池、大野（内線：3572）

電話番号：03-5253-4111

E-MAIL:menkyo@mext.go.jp

教員免許更新制とは？

～平成21年4月からスタート～ 修了確認期限をご確認願います。

※ 国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校において教育の職にある方は、この案内を各自で大切に保管し、修了確認期限を忘れないようご注意ください

免許状更新講習について

免許状更新講習の受講期間に、合計30時間以上の講習を受講・修了していただく必要があります。

30時間のうち、「教育の最新事情などの必修領域」を12時間以上、「教科指導、生徒指導などの選択領域」を18時間以上、受講・修了する必要があります。

免許状更新講習は、大学などを中心に全国で開設されています。

具体的な講習内容については、文部科学省ホームページや、開設する大学等のホームページなどで確認できます。受講の申し込みは、受講する大学等へ直接お申し込みください。

○新免許状と旧免許状の違いは？

平成21年4月1日以降に授与された免許状は、新免許状といい、10年間の有効期間が付されています。

一方、平成21年3月31日以前に授与された免許状を旧免許状といい、旧免許状をお持ちの方を、旧免許状所持者といいます。この方は、平成21年4月1日以降に新たに授与されても旧免許状所持者です。

旧免許状所持者の方は、生年月日によって各個人に修了確認期限が割り振られており（※裏面表1・2）、免許状更新講習を受講・修了し、修了確認期限の2ヶ月前までに、免許管理者に更新講習修了確認申請を行わなければなりません。

流れ

平成21年4月からの教員免許更新制の実施により、平成21年3月31日までに授与された教員免許状を持っている現職の先生方は、各自の修了確認期限までに30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、必要な手続を行う必要があります。

最初の修了確認期限の確認
(各自が必ず表1、表2をご確認ください。)

あなたの
最初の修了確認期限
平成 年 月 日

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して、受講したい免許状更新講習を選択

あなたの
免許状更新講習受講期間
平成 年 月 日～
平成 年 月 日

各自が各大学等に受講申込み(受講申込書で各字校長等から教員であることを証明してもらいます。)

各大学等で免許状更新講習を受講します。

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は、各大学等から修了認定(履修認定)され、修了証明書(履修証明書)が発行されます。

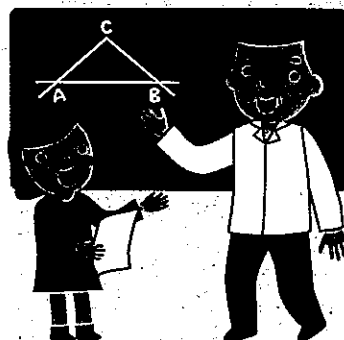
各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書の合計)を添付して、勤務する学校が所在する各都道府県教育委員会(免許管理者)に更新講習修了確認の申請を行う必要があります。

あなたの
申請手続最終日
平成 年1月31日

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書が発行されます。

次の修了確認期限(10年後)まで持っているすべての教員免許状が有効です。

あなたの
次の修了確認期限
平成 年 月 日



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

(表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く)の最初の修了確認期限

Table with 4 columns: 生年月日, 最初の修了確認期限, 免許状更新講習の受講期間及び申請期間, 次回の修了確認期限. Rows 1-14.

《表1の見方》

各自の生年月日から、①～⑭の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間をご確認ください。

例1：昭和43年1月8日生まれの教諭の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。

例2：昭和60年1月8日生まれの養護教諭の方は、⑩の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となります。

あなたのお持ちの教員免許状は何ですか？

Table with 4 columns: 授与者名(都道府県名), 免許状の種類, 教科又は領域, 授与年月日. Includes an example row for Tokyo.

非常勤講師や臨時的任用の教員はどうすればいいのですか？

修了確認期限の時点で教諭等の職にある場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務があります。そのため、免許状更新講習を修了せずに修了確認期限を経過した場合、免許状は失効します。この場合は、非常勤講師や臨時的任用教員の方であっても、修了確認期限までに免許状更新講習を受講し、都道府県教育委員会に申請する必要があります。

修了確認期限の時点で教諭等の職にない場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務はなく、修了確認期限を経過しても、免許状は失効しません。修了確認期限時点で教諭等の職にない方が、更新講習を修了せずに修了確認期限を経過してしまった場合は、次に教員となるまでに更新講習を修了し、都道府県教育委員会に申請する必要があります。



教員免許更新制



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

Table with 4 columns: 免許状を授与された日, 最初の修了確認期限, 免許状更新講習の受講期間及び申請期間, 次回の修了確認期限. Rows 1-4.

《表2の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間をご確認ください。

例1：平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

例2：昭和48年1月8日生まれの教諭で平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

教員免許更新制に関する Q&A

Q1. 長期の病気休暇中や介護休業などにより、受講できない場合は、どうしたらいいのでしょうか？

A. 長期間の病気休暇、産前産後の休業、育児休業、介護休業の期間中である場合には、各自の修了確認期限の2ヶ月前までに、免許管理者への申請を行うことにより、修了確認期限を延期することができます。また、海外の在外教育施設に勤務している場合や大学院で専修免許状取得のため勉強中といった理由でも、延期することができます。

Q2. 養護教諭や栄養教諭も、教諭と同じ講習を受講することになるのですか？

A. 必修領域については、受講対象者の区別はありませんが、選択領域については、現在の職に応じて、受講する講習が異なります。例えば、現在、小学校教諭の職にある方の場合、対象職種が「教諭」の講習を受講する必要があり、養護教諭の職にある方の場合、対象職種が、「養護教諭」となっている講習を受講する必要があります。

Q3. 免許状更新講習の受講が免除されるのは、どのような人ですか？

A. 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭など指導的立場にある方は講習の受講を免除される可能性があります。受講免除を受けるためには、各自の修了確認期限の2ヶ月前までに、免許管理者に受講免除の認定申請を行うことが必要です。

※現職教員の方は、勤務する学校が所在する各都道府県教育委員会が免許管理者となります。申請手続の詳細等は、各免許管理者までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室
メールアドレス:menkyo@mext.go.jp
03(5253)4111 内線3572、3573